

男女平等社会の実現に向けて ～女性編～

先月号では男女共同参画の現状についてお伝えしましたが、今月号では国が男女平等な社会を実現するために、主に女性に対してどのような取組を進めていくのかをご紹介します。

●女性の経済的自立



(1) 男女間賃金格差への対応

①男女間賃金格差に係る情報の開示

- ・常用労働者301人以上の事業主に対し、**男性の賃金に対する女性の割合を開示することを義務化**。

②非正規雇用労働者の賃金の引上げ（同一労働同一賃金の徹底）

- ・企業に対して、**労務管理の専門家による無料相談や先進的な取組事例の周知等を実施**。労働局による助言・指導等による法の履行確保。

③女性デジタル人材の育成

- ・女性デジタル人材育成プランに基づき、**就労に直結するデジタルスキルの習得支援およびデジタル分野への就労支援を3年間集中的に推進**。

④看護、介護、保育などの分野の現場で働く方々の収入の引上げ

- ・令和4年2月から実施している**賃金の引上げ措置について、継続的に実施**。

(2) ひとり親支援

- ・離婚の際に**養育費を支払うのは当然のことであるという意識改革を強力に進める**。

●女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

(1) 性犯罪・性暴力対策

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化に向けて、交付金の充実による**ワンストップ支援センターの安定的な運営や、相談員の処遇改善を図ることで職業として確立するよう支援**。
- ・**ハラスメント防止対策**の推進（就活セクハラ等）。

(2) 女性の健康

- ・**「生理の貧困」への支援として、地域女性活躍推進交付金や地域子どもの未来応援交付金により生理用品提供を支援**。
- ・予期せぬ妊娠への対応として、**緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、着実に検討を進める**。

なぐみ

第256号

2023年7月1日発行

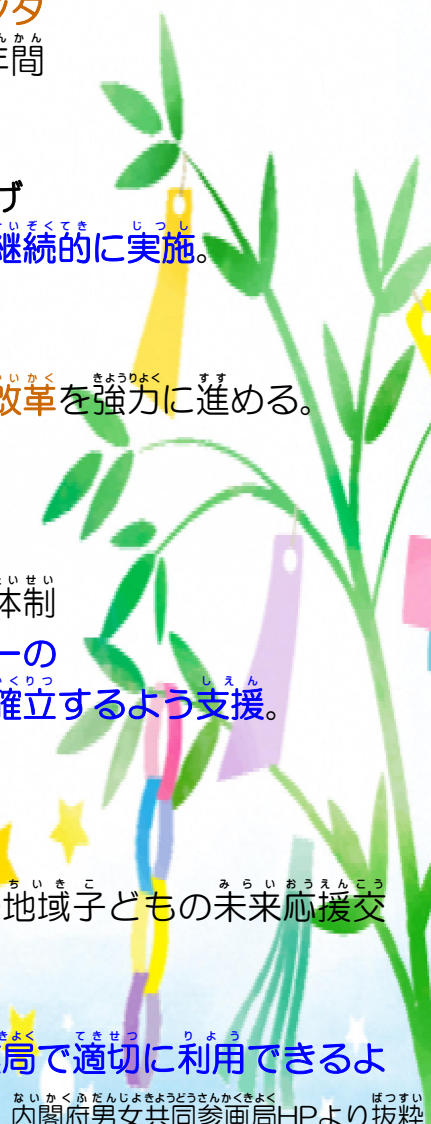
編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



内閣府男女共同参画局HPより抜粋



みんなで築こう 人権のまちづくり



手芸教室の受講生を募集します

1 日時 令和5年8月～令和6年2月
毎月第2・4金曜日
午後7時30分～9時00分

2 場所 和束町人権ふれあいセンター

3 対象 町内在住または町内勤務者

ワイワイおしゃべりしながら、時には無言で真剣に。和気あいあいとした教室です(*^-^*)

手先が器用な方はもちろん、不器用な方や初心者の方でも、講師の先生が丁寧に教えてくださるのでどうぞお気軽にご参加くださいね♪

詳しくは、手芸教室受講生募集のチラシをご覧ください。



教室の様子



今年度の予定作品



各種料金の支払いができます

町民税

国民健康
保険税

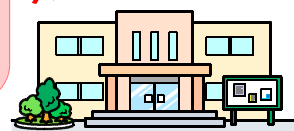
固定
資産税

軽自動車
税

上下水道料金

介護
保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券の販売もおこなっています

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

7月の相談日

月日・・・7月27日(木)
時間・・・午前9時～正午
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

